

**岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
第1回会議 次第**

日 時 令和5年9月28日(木)
10:00～12:00
場 所 県立図書館2階多目的ホール

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議 事

(1) 第13期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議において審議することが考えられる事項について
【資料1, 2, 3, 4】

(2) 調査審議の進め方について
【資料5】

(3) 岡山県内の公民館の現状について
【資料6, 7, 8】

4 そ の 他

5 閉 会

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員

【任期:令和5年7月10日～令和7年7月9日】

番号	氏 名	役 職 名	選出分野
1	石 原 達 也	特定非営利活動法人岡山NPOセンター 代表理事	社会教育関係者 (NPO)
2	大久保 陽平	クラモクホールディングス(株) 代表取締役社長	学識経験者 (経済界)
3	奥 村 美 恵	(一社) やかげ小中高こども連合 地域協働活動コーディネーター	社会教育関係者 (子ども支援)
4	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者 (PTA)
5	木 庭 康 輔	(株) ありがとうファーム代表取締役	社会教育関係者 (障害者支援)
6	熊 谷 慎 之 輔	岡山県公民館連合会会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)	社会教育関係者 (学識経験者)
7	兒 山 幸	玉野市立八浜中学校長	学校教育関係者 (中学校)
8	貞 利 園 美	倉敷市多津美公民館指導員	社会教育関係者 (公民館)
9	白 岩 将 伍	あわくら会館副館長	社会教育関係者 (公民館)
10	中 川 雅 子	岡山県議会議員	学識経験者
11	中 野 留 美	浅口市教育委員会教育長	学校教育関係者 (市町村)
12	平 井 美 佳	(株) 山陽新聞社論説委員	学識経験者 (報道)
13	三 船 昌 行	真庭市社会教育委員会議議長	社会教育関係者
14	森 分 志 学	NPO法人だっぴ代表理事	社会教育関係者 (NPO・大学生支援)
15	安 田 隆 人	高梁市教育委員会社会教育課参事	社会教育関係者 (市町村)

岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員 第一回会議 出席者名簿

番号	氏 名	役 職 名
1	石 原 達 也	特定非営利活動法人岡山NPOセンター代表理事
2	大 久 保 陽 平	クラモクホールディングス(株)代表取締役社長
3	奥 村 美 恵	(一社) やかげ小中高子ども連合地域協働活動コーディネーター
4	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長
5	木 庭 康 輔	(株) ありがとうファーム代表取締役
6	熊 谷 慎 之 輔	岡山県公民館連合会会長 (岡山大学学術研究院教育学域教授)
7	貞 利 園 美	倉敷市多津美公民館指導員
8	白 岩 将 伍	あわくら会館副館長
9	中 川 雅 子	岡山県議会議員
10	中 野 留 美	浅口市教育委員会教育長
11	平 井 美 佳	(株) 山陽新聞社論説委員
12	三 船 昌 行	真庭市社会教育委員会議議長
13	森 分 志 学	NPO法人だっぴ代表理事
14	安 田 隆 人	高梁市教育委員会社会教育課参事

欠席1名 (50音順)

事務局出席者

1	田 中 秀 和	教育次長
2	滝 澤 幸 隆	生涯学習課長
3	竹 林 京 子	生涯学習課副課長
4	國 分 優 子	生涯学習課企画推進班長
5	佐 野 俊 貴	生涯学習課社会教育班長
6	井 上 裕 子	生涯学習課主幹
7	畦 田 真 介	生涯学習課社会教育主事 (主幹)
8	長 瀬 俊 子	岡山県生涯学習センター振興課長 岡山県公民館連合会事務局 長

第 13 期岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議において 審議することが考えられる事項

- ・ 令和 5 年 6 月 16 日に国の「教育振興基本計画」が閣議決定され、令和 5 年度から 9 年度にかけての教育施策の方向性が示された。「教育振興基本計画」はコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5 つの基本的方針と 16 の教育政策の目標、基本施策及び指標を示している。
- ・ 令和 4 年 8 月には、中央教育審議会生涯学習分科会において「第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」がまとめられた。
- ・ 「ウェルビーイングの実現」は政府方針としても示されており、官民を越えた関心事項となっており、今後の生涯学習・社会教育のみならず、今後の教育の大きなキーワードとなっている。
- ・ ウェルビーイング (Well-being) は、前述の「教育振興基本計画」の中で次のように定義されている。

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

つまり、ウェルビーイングの実現のためには、「個人」の幸せに加えて、周囲の「場」が良い状態となっていくことが必要である。

- ・ 「生涯学習」は個人の生涯にわたる自己実現を図る学習であり、「社会教育」は学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を行い、持続的な地域コミュニティを支えている。この両者はウェルビーイングの実現に密接不可分なものである。
- ・ 「教育振興基本計画」では、目標として「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が掲げられており、基本的な施策として、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、公民館等を子供の居場所として活用することや、公民館等での住民相互の学び合い・交流の促進などが挙げられている。
- ・ また、先述の「第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、「社会的包摂の実現」が挙げられ、誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供することが大切であるとされている。

- これらのことをふまえ、以下のことを調査審議することが考えられる。

(テーマ案) 全ての人のウェルビーイングの実現に向けた公民館の取組について

- また、調査審議する視点としては以下の視点が考えられる。

生涯学習・社会教育の中心施設である公民館でどのような取組を行えば、ウェルビーイングの実現につながる個人の幸せや、地域の中の様々な人のつながりをつくることができるのか。特に、現在課題となっている子供・若者や障害者に焦点を当てる。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年：こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGASクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低下 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自ら社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

今後の教育政策に関する基本的な方針

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じて高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視
 - ・地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ICT等の活用による学び、交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- GIGASクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

- 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

- デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じて自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。
公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学習時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. インバウンドを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成、規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするのために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていくと答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・教理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組みむ大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実教科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

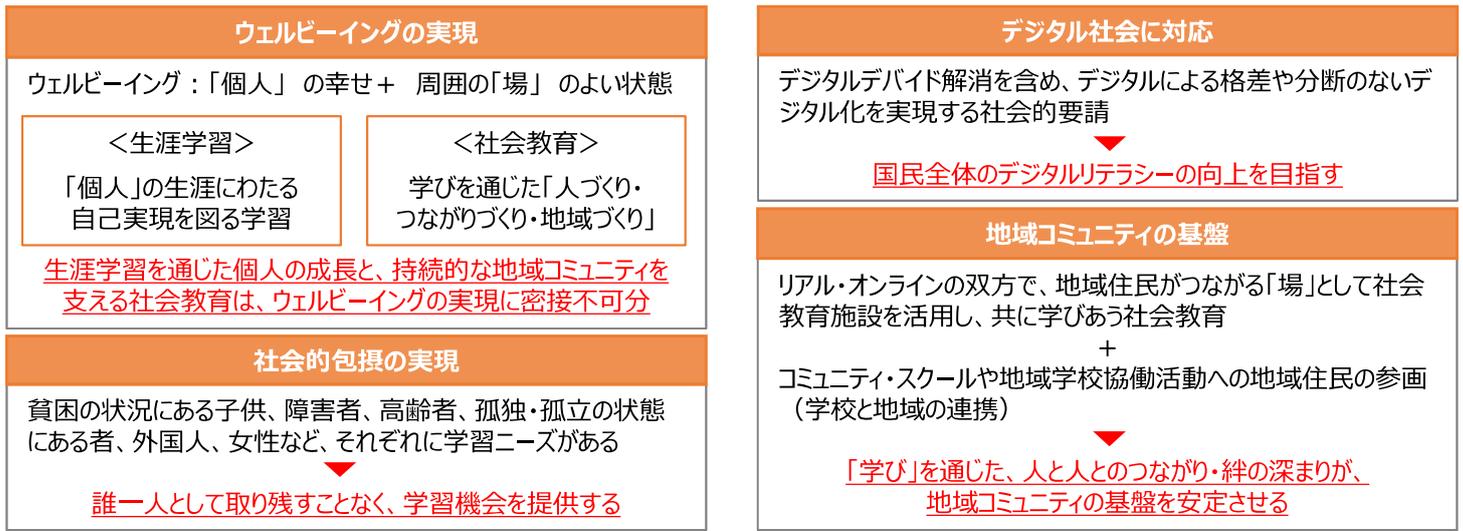
1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバイス解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に



3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

- 公民館等の社会教育施設の機能強化**
 - ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
 - ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ **地域コミュニティの基盤**に
 - ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
 - ・ デジタルデバイスの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ **国民全体のデジタルリテラシー向上**へ
 - ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善
- 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充**
 - ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
 - ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
 - ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
 - ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）
- 地域と学校の連携・協働の推進**
 - ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
 - ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
 - ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
 - ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携
- リカレント教育の推進**
 - ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
 - ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進
- 多様な障害に対応した生涯学習の推進**
 - ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
 - ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
 ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
 ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

ウェルビーイングの向上について（次期教育振興基本計画における方向性）

ウェルビーイングとは

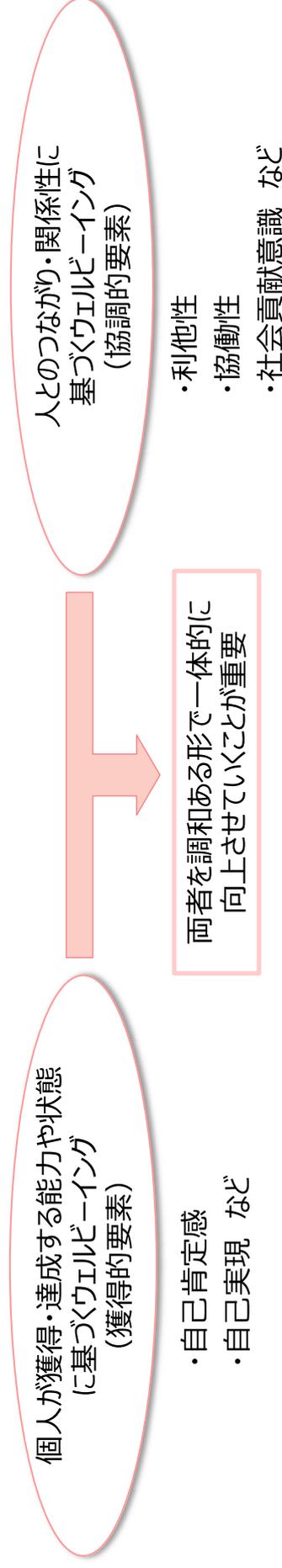
- **身体的・精神的・社会的に良い状態**にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる**持続的な幸福**を含む概念。
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までも含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、**自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素**を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「**調和と協調**」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。



⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

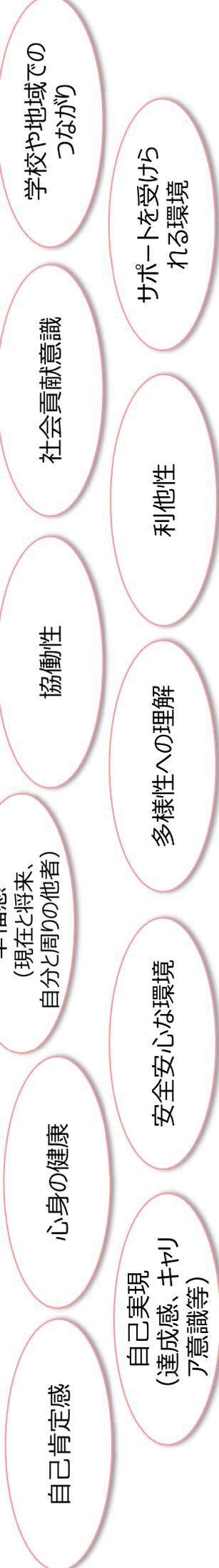
【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

(略) to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
 ・子供・若者に、つながりや達成などからさらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
 ・地域における学びを通じて人々のつながりやかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づき地域コミュニティの基盤を形成

(教育に関連するウェルビーイングの要素)



(各要素を育む教育活動の例)

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
 - きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
 - 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
 - 地域や社会の課題解決型学習

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
 - 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
 - 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
 - 学校施設の整備、学校安全の推進

地域や家庭で共に学び合う環境整備
 - コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 - 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

グローバル社会における国際交流活動
 - 海外留学推進、外国人留学生受入れ
 - 地域社会の国際化、多文化共生

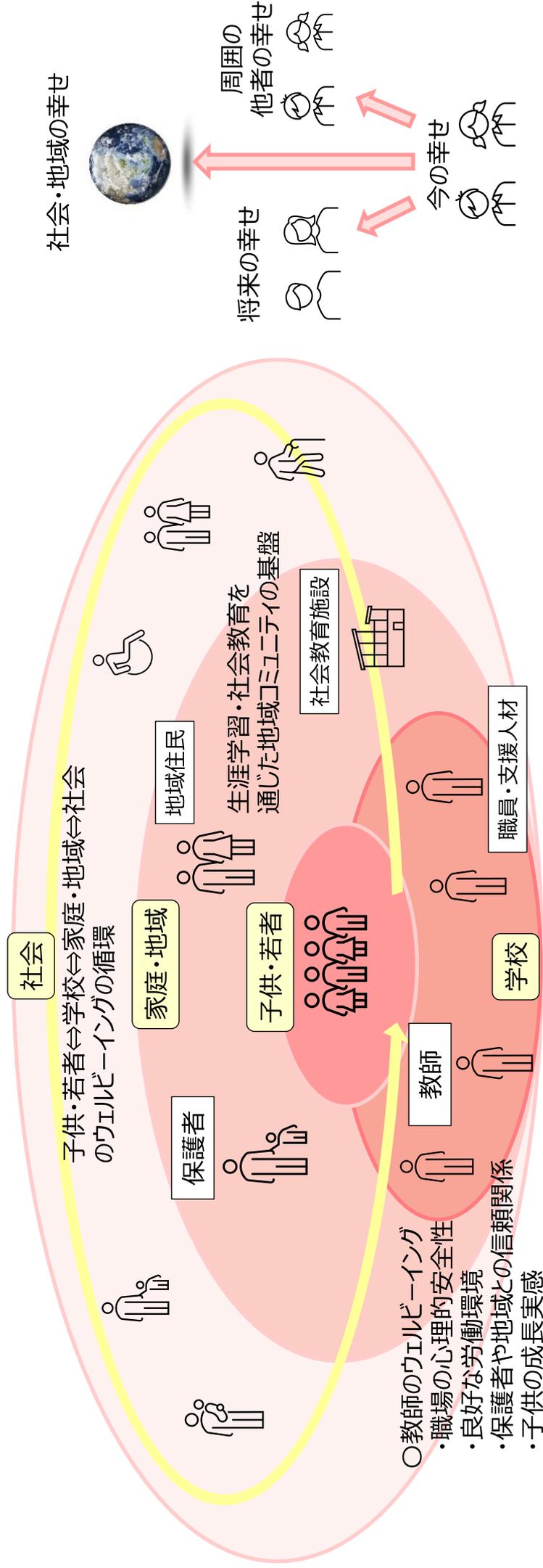
(関連する主観的指標)

主観的認識のエビデンス把握

- 自分にはよいところがあると思う
- 将来の夢や目標を持っている
- 授業の内容がよく分かる
- 勉強は好きと思う
- 自分の幸福感
- 友人関係の満足度
- 自分と違う意見について考えるのは楽しい
- 人が困っているときは進んで助けている
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 先生は自分のいいところを認めてくれる
- 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていく、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



その他の留意事項

- Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないか。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。
- A. 協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育むことが大切です。
- Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。
- A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどが、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

調査審議の進め方について（案）

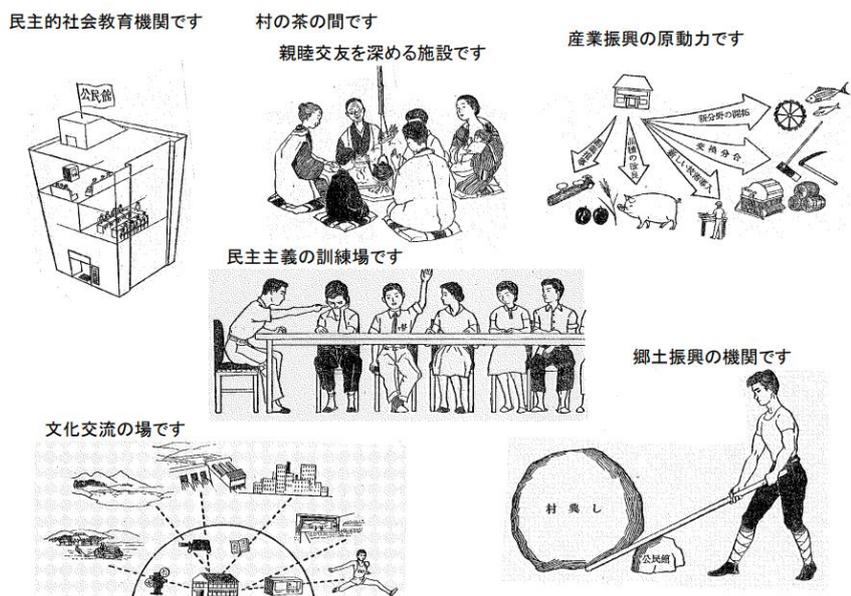
- 調査審議は、テーマに関する取組を行っている公民館や公民館関係者に実践発表を行ってもらい、その内容から、テーマについて迫っていく。
- 調査審議の結果は、「議論の整理」という形でまとめる。

今後の予定（案）

時 期		会 議	審議内容（案）
R 5 年 度	1月頃	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市公民館 実践発表（案） ・審議「子どもや若者が集い学び合う場となるための公民館の取組」 ・第1回の議論の整理
	5月頃	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所としての優良事例の実践発表 ・審議「子どもや若者が集い学び合う場となるための公民館の取組」 ・第1～2回の議論の整理
R 6 年 度	9月頃	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生涯学習の優良事例の実践発表 ・審議「多様なニーズに応じた公民館による学びの支援」 ・第1～3回の議論の整理
	1月頃	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生涯学習の優良事例の実践発表 ・審議「多様なニーズに応じた公民館による学びの支援」 ・第1～4回の議論の整理
R 7 年 度	5月頃	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・審議「議論の整理（案）について」

公民館について

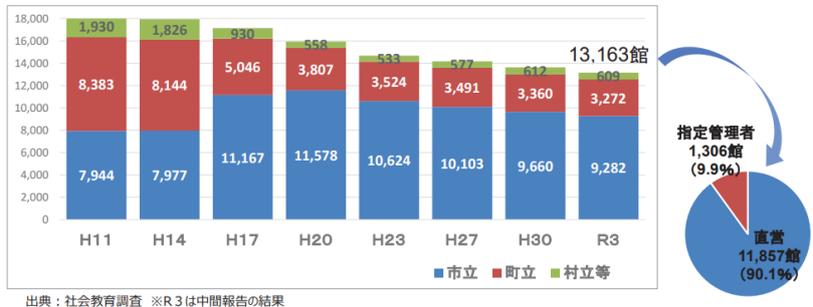
- 公民館は、我が国固有の地域における総合的な社会教育施設で、現在は、住民の生活課題、地域課題の解決等に寄与することを目的として、一部の都市を除き全国に設置されている。
- 社会教育法によって、公民館に関する内容は規定されている。公民館の目的は、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」(第20条)とされている。
- これらの公民館の目的を達成するための事業は、社会教育法第22条に示されており、定期講座の開設のほか、討論会や講演会の開催、図書や資料等の整備と利用促進、集会の開催、各種団体等との連絡調整、公民館施設の提供など、多岐にわたる6項目が挙げられている。
- 公民館の設置者するのは市町村または一部の法人とされている(社会教育法第21条)。
- 公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」ことで、個人の学びを促進するだけでなく、地域住民間のつながりを促進し、また、人と人を「むすぶ」ことで、人づくり・地域づくりに貢献してきた。



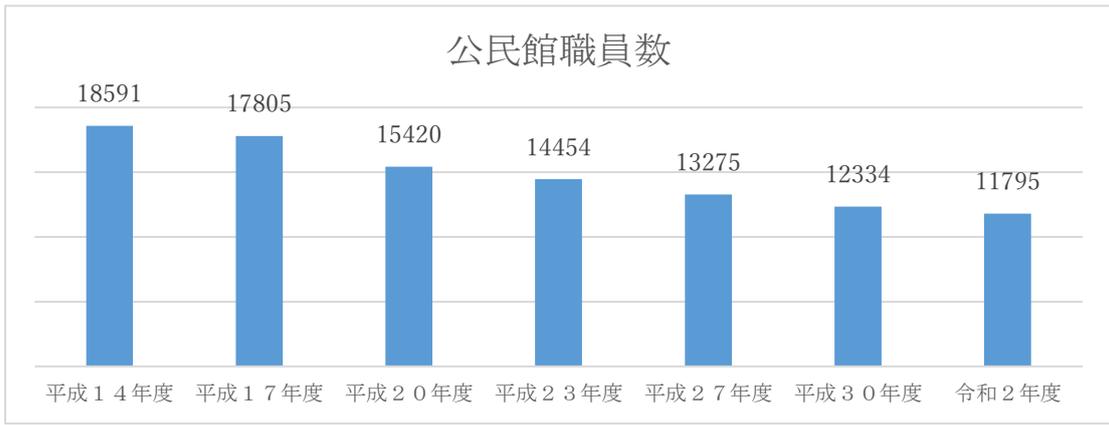
▲寺中作雄著『公民館の建設—新しい町村の文化施設』より

- 近年、公民館数は年々減少し、令和3年度には、全国で約13,200館となっている。指定管理者が運営している公民館の割合は増加している。

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
合計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163
市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	-
うち公民館設置市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	-
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	-

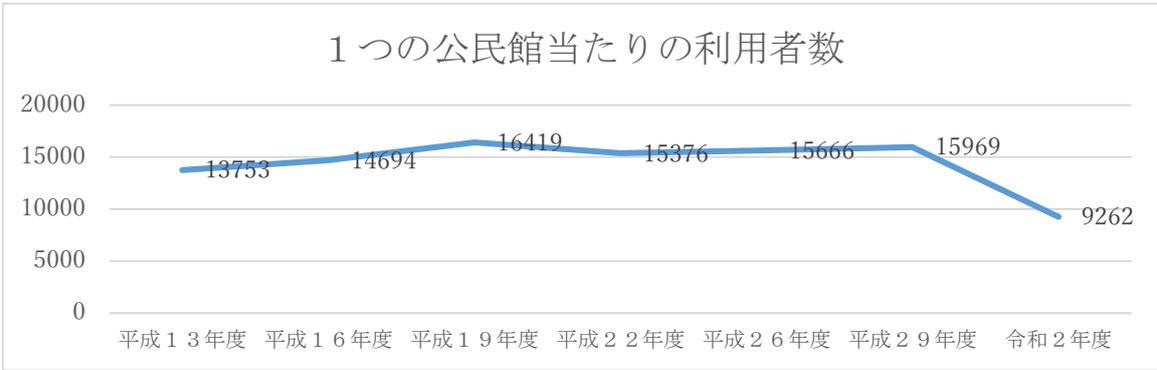


- 地域の防災拠点としての役割や地域運営組織の活動基盤となる役割など、公民館が求められる役割は増えている現状がある。
- 社会教育への予算の減少により、職員数の減少や主催事業の減少が見られる。



(令和3年度 社会教育統計より)

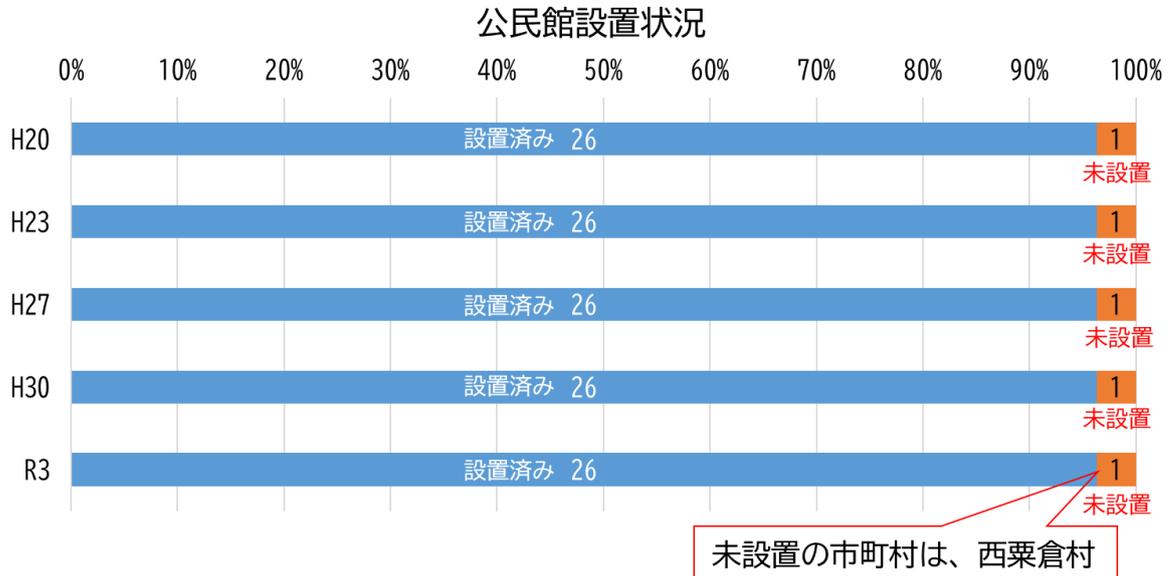
- 1つの公民館あたりの利用者は平成30年度まではほぼ横ばいだったが、新型コロナの影響もあり、令和2年度は減少している。また、利用者の固定化が見受けられるところもある。



(令和3年度 社会教育統計より)

岡山県内の公民館について

- 県内で公民館を設置している市町村は26市町村で、残りの1市町村も公民館類似施設を設置しており、全ての市町村に公民館がある状況となっている。

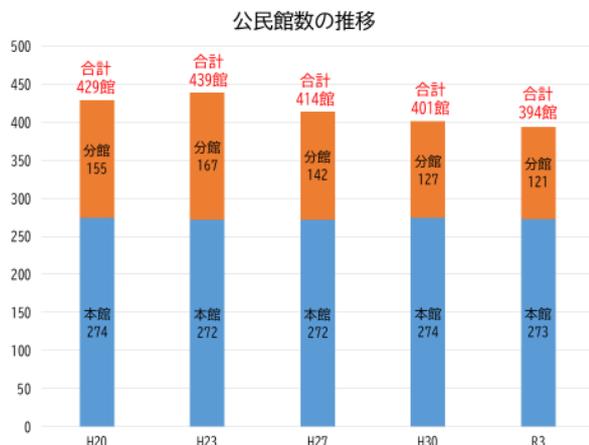


※社会教育法第24条では、「市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。」とされているため、条例がない場合は、公民館とカウントされない。西粟倉村は、条例はないが、公民館と同等の事業等を行うことを目的とする施設（公民館類似施設、社会教育法第42条に規定）を設置している。

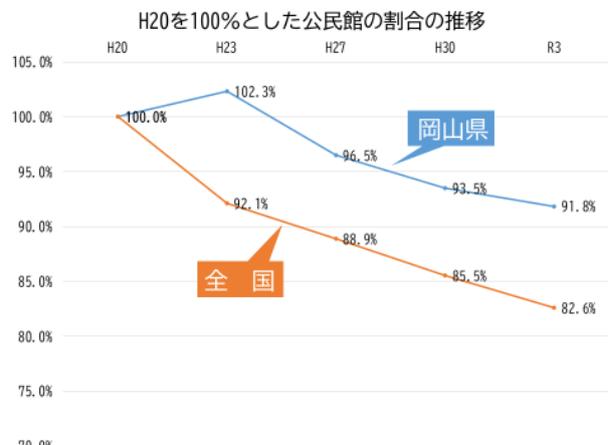
▲社会教育調査（文科省）より作成

- 公民館数は減少傾向にある（本館数はほぼ横ばい、分館数の減少）。減少の割合は全国の割合に比べるとかなり緩やかである。

また、H30の公民館実態調査（岡山県公民館連合会実施）によると約3割が複合施設となっており、特に図書館併設の公民館が増加している。



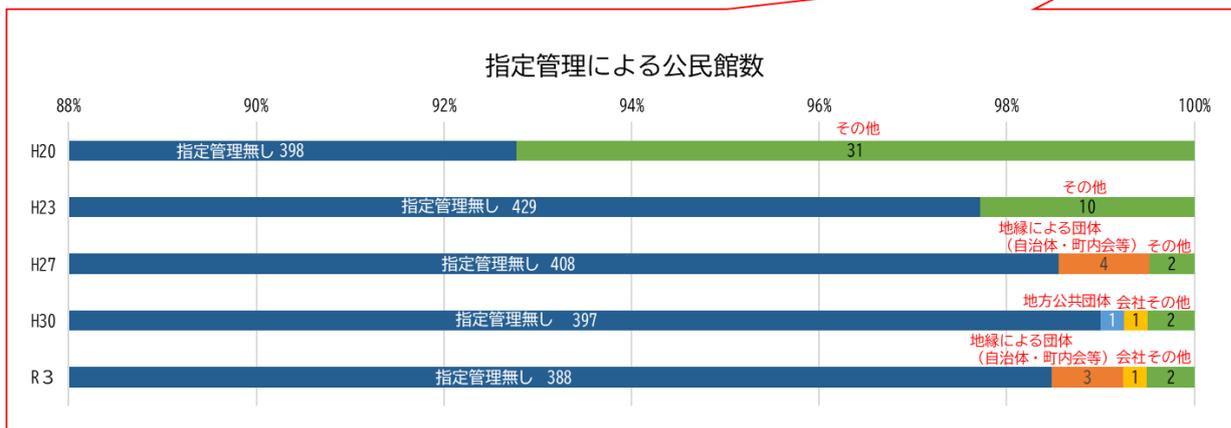
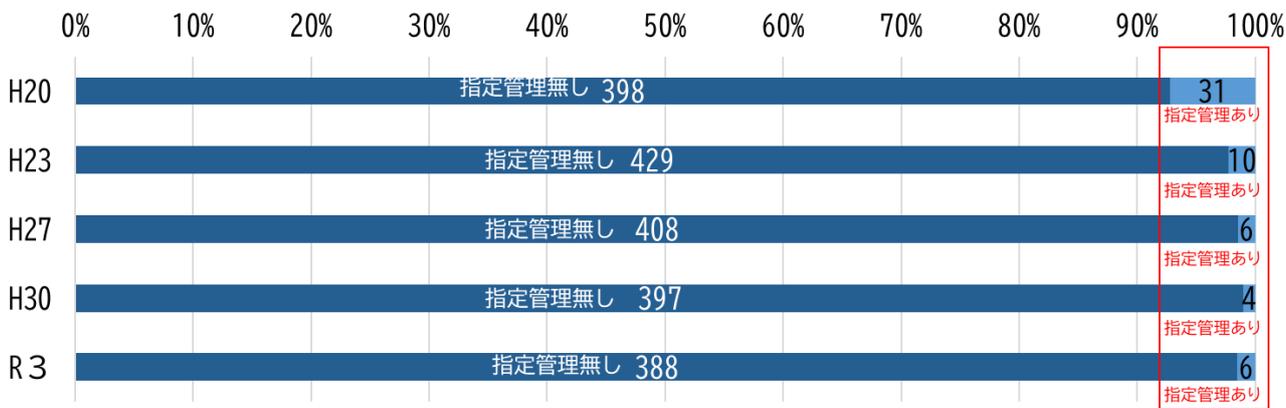
▲社会教育調査（文科省）より作成



▲社会教育調査（文科省）より作成

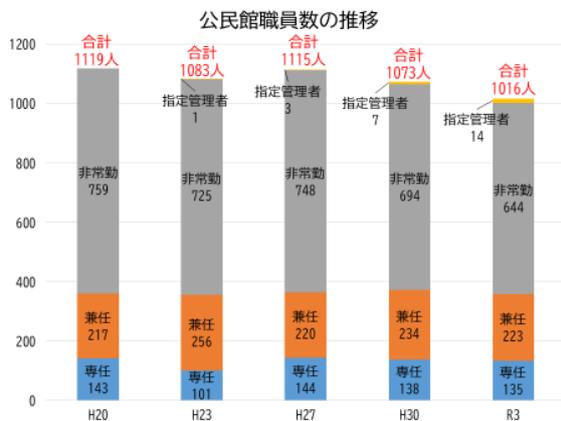
- 指定管理による公民館数は H27 年度までに減少し、その後はほぼ横ばいとなっている。指定管理者の内訳は、現在は地縁による団体が 3 館、会社（民間法人）が 1 館、その他が 2 館となっている（R 3 年度現在）。

指定管理による公民館数

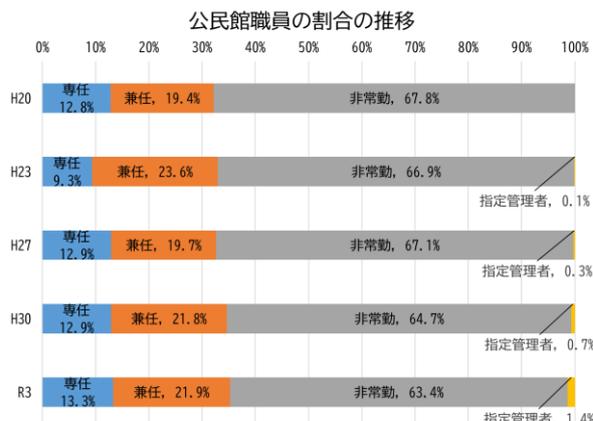


▲社会教育調査（文科省）より作成

- 公民館職員数は、減少している。専任の常勤職員、兼任の常勤職員、非常勤職員全て減少しているが、全職員に占める専任の常勤職員の割合は増えている。

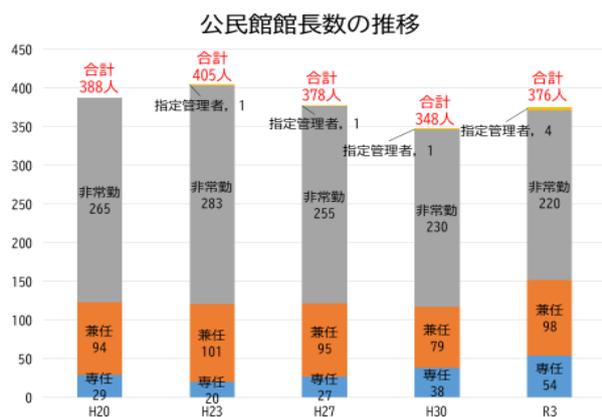


▲社会教育調査（文科省）より作成

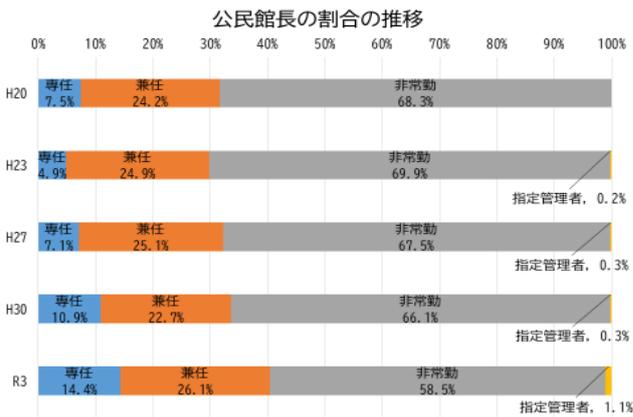


▲社会教育調査（文科省）より作成

- 公民館の館長数は、H23～H30まで減少していたが、R3年度に増加した。常勤の館長の割合は増加し、非常勤の館長の割合は減少している。

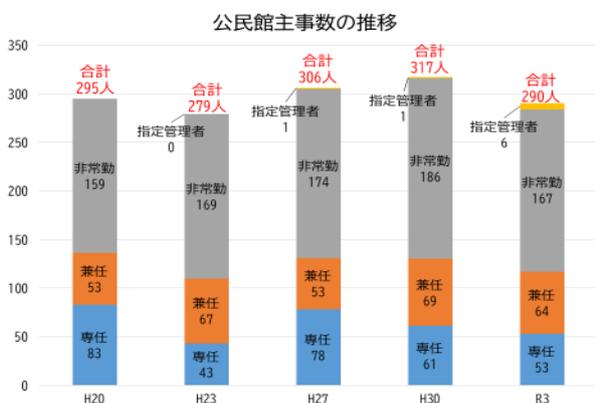


▲社会教育調査（文科省）より作成

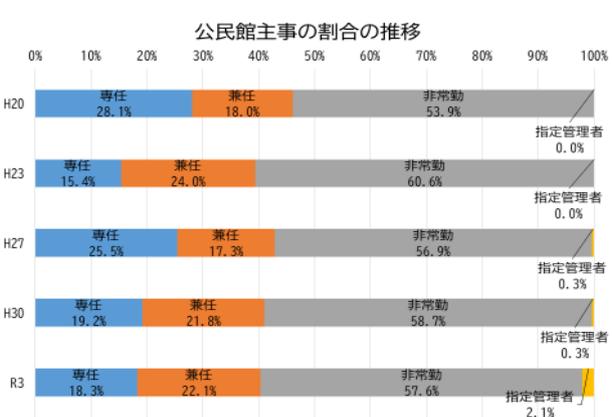


▲社会教育調査（文科省）より作成

- 公民館主事数は、H30まで増加していたが、R3に減少した。専任の常勤公民館主事の割合は減少しており、兼任の常勤公民館主事が増加している。



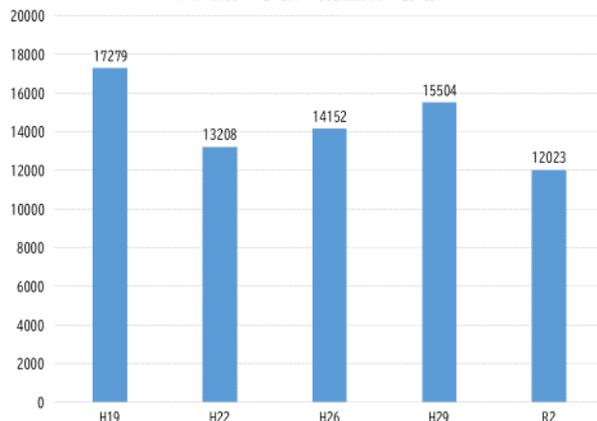
▲社会教育調査（文科省）より作成



▲社会教育調査（文科省）より作成

- 学級・講座数は増加傾向にあったが、R2は新型コロナウイルスの影響により減少した。

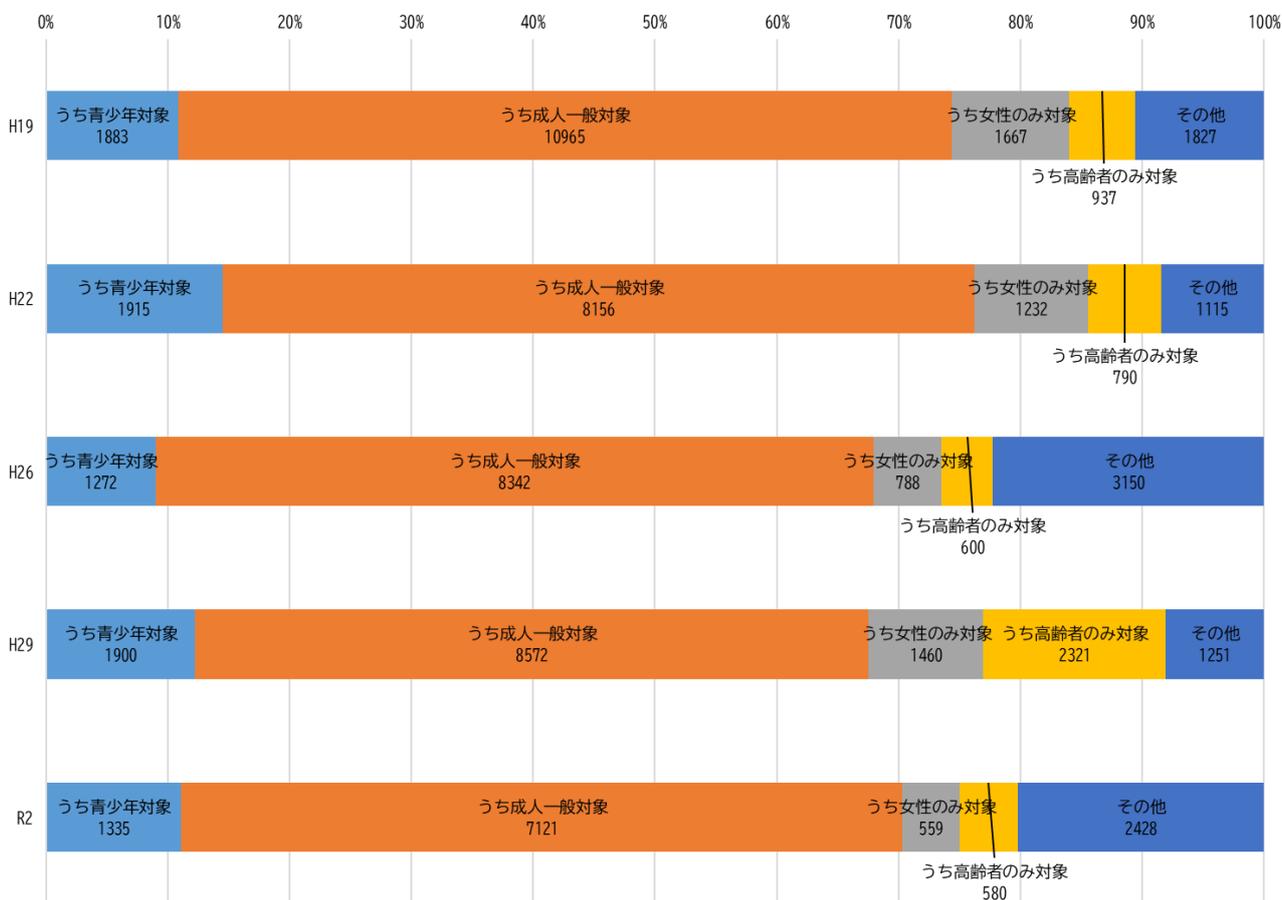
公民館の学級・講座数の推移



社会教育調査（文科省）より作成▶

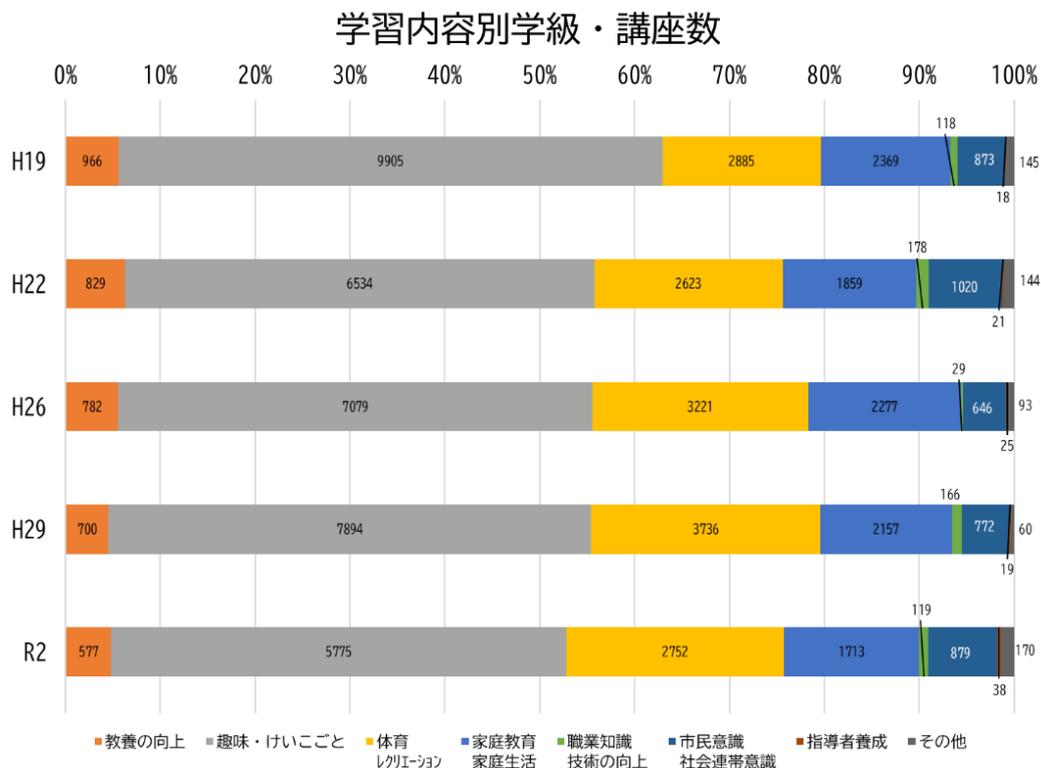
- 対象別学級・講座数は、成人一般対象のものが多い。H29は、青少年対象のものよりも、高齢者対象のものが多い状況であった。

対象別学級・講座数

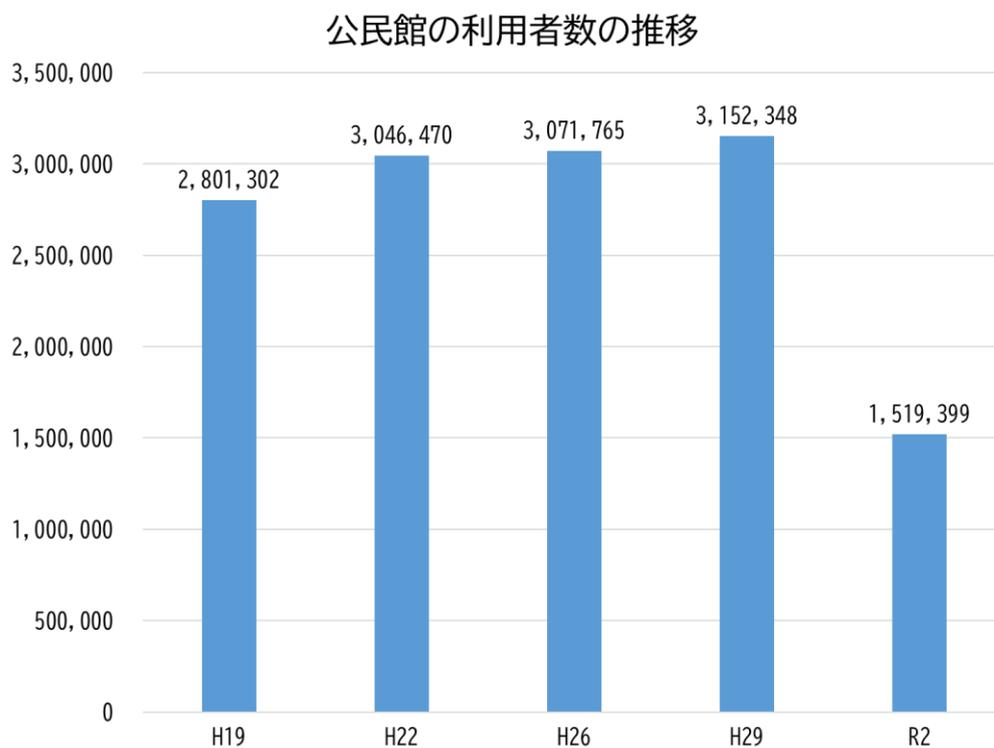


▲社会教育調査（文科省）より作成

- 学級・講座数を学習内容別に見ると、趣味・けいこごとの割合が減少し、市民意識・社会連帯意識の割合が増加している。

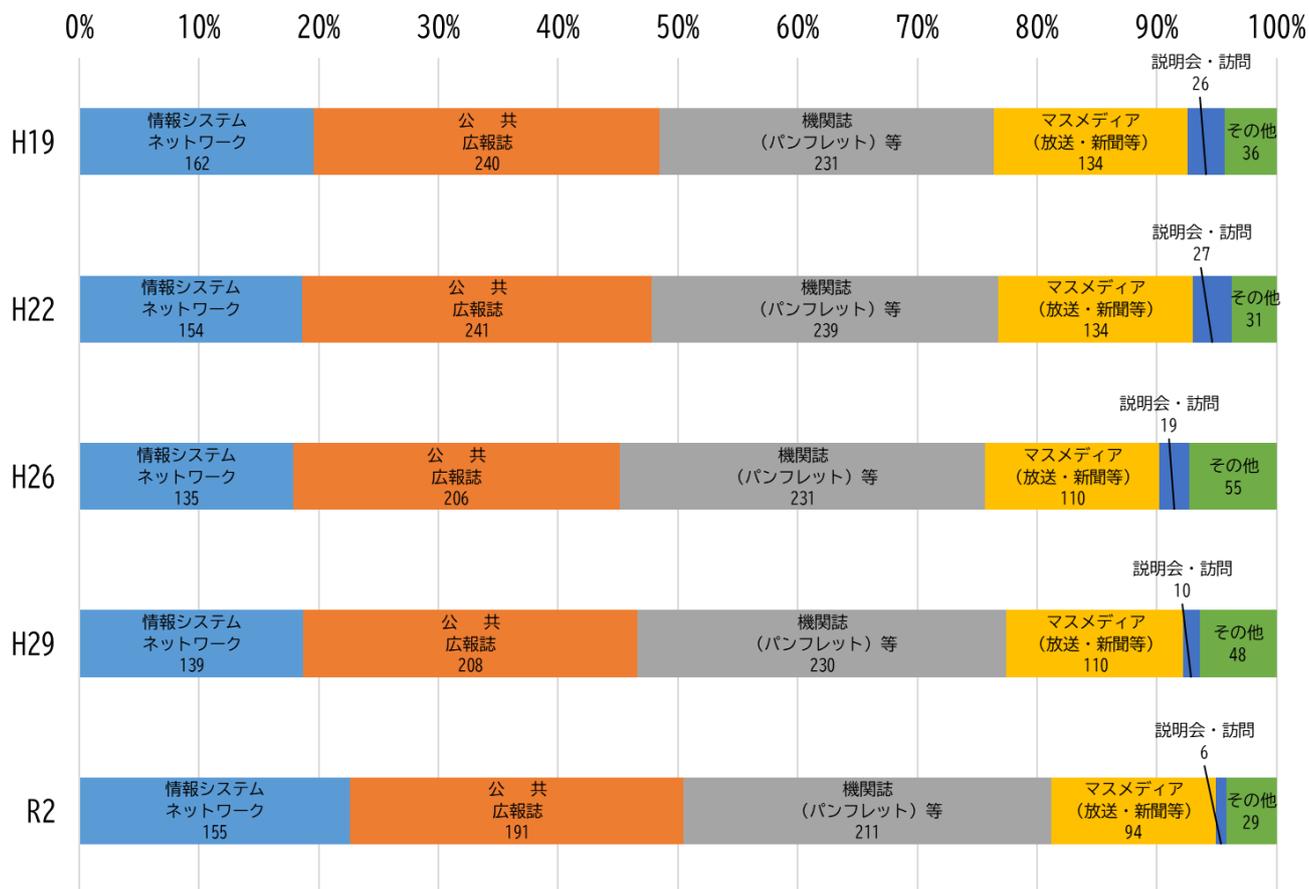


- 利用者数は増加傾向にあったが、新型コロナの影響により、R2は大幅に減少した。



- ・ 情報提供の方法は、情報システムネットワーク（HPやSNS等）を利用しているものが増加している。

情報提供方法の推移

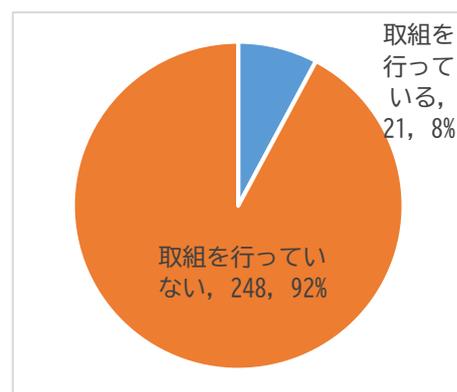


▲社会教育調査（文科省）より作成

- ・ 岡山県内で障害者の生涯学習・生涯教育に関連した講座を行っている公民館の割合は、8%（269館中21館）である。（令和5年9月8日現在 ※R5年度公民館実態調査による）

（内訳）

岡山市9、津山市2、玉野市1、備前市1、
吉備中央町1、倉敷市2、笠岡市1、総社市1、
高梁市1、里庄町1、矢掛町1



- ・ 岡山県内の公民館の相互の連絡を密にし、その振興を図るため、岡山県公民館連合会が組織されている。岡山県公民館連合会では、研修や事業を実施し、公民館の振興に努めている。

- 岡山県公民館連合会の独自の取組として、「公民館職員が選ぶ！講座アワード」がある。各公民館の特色ある活動事例の紹介や、公民館相互の交流により、取組の改善・見直しを促進することなどを目的とし、平成29年度より実施されている。全国的にも注目度が高い取組となっている。



R4年度のチラシ

- R4年度の文部科学省 第75回優良公民館表彰では、最優秀館として岡山市京山公民館が選ばれている。

様式3-1

共に学び 共に考え まち全体でSDGsの実現を！

岡山市立京山公民館

公民館の沿革・年表

- ・平成 6年 京山公民館開館
- ・平成15年 「環境てんけん」活動始まる
- ・平成17年 第1回「ESDフェスティバル」開催
- ・平成18年 公民館が事務局となり、「京山地区ESD推進協議会」設立
- ・平成26年 岡山市で開催された「ESD推進のための公民館－CLC国際会議」の分科会会場となる
- ・令和 2年 「つしまみんな食堂」、「SDGs・健康ウォークラリー」開始

左図・写真の説明等など（PRポイントなども可）

- 「環境てんけん」の様相
平成15年以来、継続して、多くの子どもや大人、ボランティアが参加して、地域の用水の水質や植物などの調査を実施しており、野生生物の生息環境を保全する活動に発展している。
- 「ESD・SDGsフェスティバル」の様相
市長、教育長等も参加し、地域の小中高校生をはじめ、大学生、様々な団体や企業等が参加し、それぞれの学習成果や活動の発表、持続可能な地域づくり等をテーマとして、意見交換や提案などを行っている。

▲文部科学省HPより

公民館の歌
自由の朝

1. 平和の春に あたらしく
郷土を興す よろこびも
公民館の つどいから
とけあう心 なごやかに
自由の朝を たたえよう
2. 心の花に おやかに
郷土にひらく ゆかしさも
公民館の つどいから
希望を胸に 美しい
文化の泉 くみとろう
3. 働くものの 安らかに
郷土に生きる たのしさも
公民館の つどいから
まどいになごむ ひとときに
明日への力 そだてよう

作詞：山口晋一
作曲：下総統一

1946(昭和21)年7月、文部省官通課により「公民館の設置」が奨励され、これを受けて9月には、「公民館設置促進中央連盟」が官民の協力で作成されました。

この連盟と毎日新聞社が、文部省後援により実施したのが、公民館活動の理念を示す「公民館の歌」の歌詞の全国公募です。全国から1017件の応募から作家の川端康成、文部省(当時)日本放送協会、毎日新聞社、日本レコーズ協会などの代表による審査団によって選ばれたのが、この歌詞です。この歌は、今でも公民館関係者の間で歌い継がれています。

本ウェブサイト内の年の表出は「年度」で示されています。
(例)2008(平成20)年とは、2008(平成20)年度]を指す)

表紙題字 奥野昭夫(富山市頓海寺野々土公民館利用者)

公民館

Kominkan

Community Learning Centers (CLC) of Japan

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

Social Education Division,
Lifelong Learning Policy Bureau,
Ministry of Education, Culture, Sports,
Science and Technology

100-8059 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-6734-2977 (直通)

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_.htm

財団法人ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)

Asia/Pacific Cultural Centre for UNESCO

162-8484 東京都新宿区塚町 6 日本出版会館

電話 03-3269-4435

<http://www.accul.or.jp/>

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ACCU 財団法人ユネスコ・アジア文化センター

公民館とは…

公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。現在、アジア地域を中心に展開されているコミュニティ学習センター (Community Learning Centre : CLC) のモデルとして世界の注目を集めています。

目次

2-3	公民館とは
4-5	公民館の位置づけ
6-7	運営
8-9	職員
10-11	変化する社会と公民館の役割
12-25	公民館の活動と活動事例 13-23：国内の活動事例 24-25：海外CLCの活動事例
26-27	データでみる公民館
28-29	1946(昭和21)年：公民館の創設と普及
30-31	年表
32	期待される公民館像
33-35	関連団体



公民館は、住民同士が「つどい」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。

*公民館は、法律に基づいた、社会教育施設です。
日本の「社会教育」(social education)は、「成人教育(adult education)」「市民社会教育 (community education)」及び子どもや青少年に対する「学校外教育・ノンフォーマル教育 (non-formal education)」を含みます。

公民館の位置づけ

公民館は、教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系のなかに位置づけられています。

教育の目的

教育基本法では、教育の目的は、「人格の完成を旨とし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされています。さらに、社会教育については、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体に よって奨励されなければならない」とされています。(教育基本法 第1条、第12条第1項)

社会教育の定義

社会教育法では、社会教育とは、「学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。(社会教育法 第2条)

公民館の目的

公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。(社会教育法 第20条)

公民館の設置

「公民館は、市町村が設置する」とされており、定期講座の開設や、討論会・講習会・講演会等の開催、図書・記録・模型・資料等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会的開催、各種団体・機関等との連絡、その施設を公共的利用に供すること等を行うとされています。(社会教育法 第21条第1項、第22条)

この市町村が設置する公民館のほかに、住民たちがお金を出し合って、集落ごとに公民館に似た機能を持つ施設を設け、運営している場合があります。このような公民館を「自治公民館」といい、全国公民館連合会が2002（平成14）年に実施した調査によると、全国で約7万の自治公民館の設置が報告されています。



宮崎県綾町内に、長野県松本市内の自治公民館

運営

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。2003（平成 15）年以降、地方自治体法の一部改正により指定管理者制度が生まれ、公民館の管理・運営にも導入されています。

運営の原則

- ・ **地域性**
公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができ、地域の学習拠点です。
- ・ **教育専門性**
すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされています。
- ・ **公共性**
公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人の人に開かれた場所として運営されています。

運営の特徴

- ・ **公民館運営審議会の設置**
館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する機関として、地域住民や保護者、教師などの学校教育や社会教育の関係者、学識経験者等をメンバーとする公民館運営審議会を設置することができます。
- ・ **運営に関する評価の実施**
公民館は、当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。
- ・ **運営に関する情報の提供**
公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営に関する情報を積極的に提供するように努めなければならないとされています。

予算

公民館の活動は、市町村の予算でまかなわれることが原則ですが、場合によっては、参加者から少額の負担（必要経費など）を徴収することもあります。

施設

公民館の建物の維持管理は市町村の責任のもとに行われなければなりません。

公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準（2003（平成 15）年告示）には、以下の事項が掲げられています。

- ・ 対象区域
- ・ 地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・ 地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮
- ・ 奉仕活動・体験活動の推進
- ・ 学校、家庭および地域社会との連携
- ・ 地域の実情を踏まえた運営
- ・ 職員
- ・ 施設および設備
- ・ 事業の自己評価とその公開



職員

社会教育法において、公民館に置くべき職員（館長、公民館主事）とその職務内容についても規定されており、公民館の活動を維持・発展させる上で大きな役割を果たしています。

また、公民館の専門的機能の担保などのため、地方公共団体における社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導を行う社会教育専門職員（社会教育主事）については、社会教育法に基づき、資格制度が設けられています。

公民館の職員の種類

公民館には、館長、公民館主事などの職員が配置されています。法律上、館長は、公民館の行う各種事業の企画実施等を行い、所属職員を監督し、公民館主事は、館長の命を受け、公民館の実施にあたることとされています。このほかに非常勤の職員を置くこともできます。

採用

公民館の職員になるには、市町村の職員（公務員）として採用される必要がありますが、指定管理者制度で運営される公民館職員の採用は、指定管理者が行っています。また、義務ではありませんが、公民館の職員となるにあたっては、大学等で社会教育に関する科目を履修することが望まれます。

研修

現職の公民館職員には、国、都道府県、市町村、全国公民館連合会、都道府県公民館連合会などの主催により、個別のテーマや経験年数ごとに、様々な研修機会が与えられています。

公民館職員の職務

公民館職員の主な職務は、次のとおりです。

- ・公民館が主催する社会教育事業の企画・実施
- ・個々の住民や住民のグループなどに対する情報提供や学習相談
- ・社会教育活動を行う団体に対する学習スペースの提供
- ・地域における住民同士、あるいは団体同士の連携の促進

社会教育主事

社会教育法に基づき、社会教育主事という資格制度が設けられています。この資格を得るためには、大学などで所定の単位を取得するか、文部科学省が実施する講習を受講することが必要です。

社会教育主事は、法律上、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされています。その職務は、当該市町村内の社会教育活動に対する専門的技術的な助言と指導ですが、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の、連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されています。



変化する社会と 公民館の役割

現在の日本社会は、少子高齢化、情報化、環境問題への対応など、多くの社会的課題を抱えています。地域ごとの社会的課題に対応するため、公民館は、関係する機関・団体をつなぎながら、それらの課題の解決を目指しています。

学校・家庭・地域の連携を促進する

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う「学校支援地域本部事業」や、放課後や週末に安全・安心な子ども居場所づくりを行う「放課後子ども教室推進事業」などの取組が全国で行われています。

こうした取組では、公民館の館長・職員が教育委員会や学校、地域ボランティアとの連絡調整を担うこともあり、保護者や地域住民が積極的に参画しています。

社会の要請に応える

公民館は、裁判員制度、地域防犯、消費者教育、防災教育など、民間では提供されにくい分野の講座開設や、地域において支援を必要としている方への対応など、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行います。例えば、多くの「公共」を形成するための拠点となっています。例えば、多くの公民館は、災害時の避難場所に指定されているため、避難所の暮らしを実際に体験することを目的として、宿泊型の訓練を実施している公民館もあります。



神奈川県
栗野市立龍峯公民館



広島県
尾道市土堂公民館

優良公民館表彰制度

公民館の活動内容が時代とともに変化していくなかで、その時代にふさわしい公民館活動の顕彰（優良公民館表彰）が、1947（昭和22）年から毎年行われています*。

優良公民館は、都道府県教育委員会に基づき、文部科学省が設けた審判委員会によって選考され、大臣により表彰されます。

地域の実情・地域住民のニーズを踏まえた公民館運営や、現代的課題や地域課題の解決に積極的に取り組んでいることが、審査のポイントとなります。

* 1947（昭和22）年は文部省（当時）後継のもと社団法人生活科学協会と毎日新聞社が主催して行われ、1948（昭和23）年以降は文部省主催のもとで実施されています。



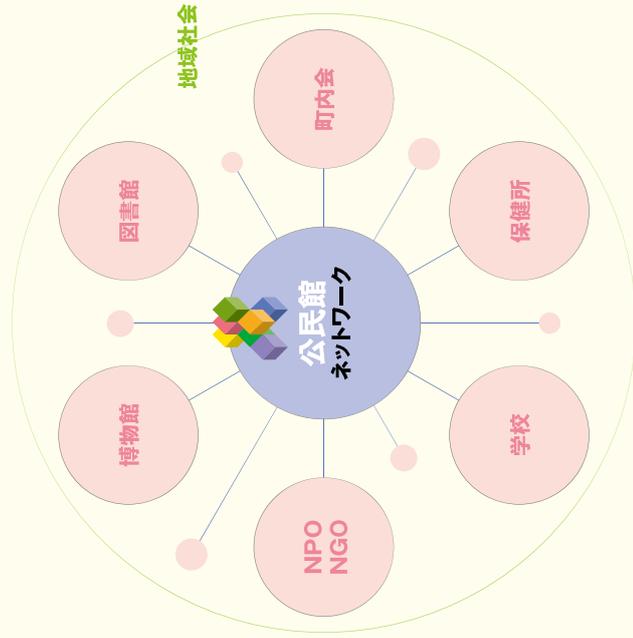
公民館の活動と活動事例

現在、全国に約17,000館の公民館があります。

公民館には、学習室や会議室、図書室、調理室、和室や茶室、託児施設、視聴覚室などがあります。

公民館は、学校や他の社会教育施設（博物館、図書館等）、社会教育団体、NPO/NGO、関係行政機関などと連携して社会教育活動を行っています。

また、海外では、ノン・フォーマル教育の拠点としてコミュニティ学習センター（CLC）に対する関心が高まっており、そのモデルとなるような、地域密着型の社会教育施設として発展してきた日本の公民館活動に注目が集まっています。



*博物館や図書館は公民館と並び、地域の教育文化活動を支えるという共通の目的を持つ社会教育施設です。博物館は博物館法、図書館は図書館法によってそれぞれ法的な位置づけを与えられています。

遊々クラブ

大分県佐伯市弥生地区公民館



佐伯市は、人口約8万人の、海と山の幸に恵まれた温暖な気候の地方都市です。

佐伯市弥生地区公民館は、弥生地区の3つの小学校と地域の老人クラブの連携を企画・運営しています。月に一度、各学校の放課後の時間を使い、竹とんぼ、竹馬、わらぼうしづくりなど、昔から伝わる遊びや工芸、軽スポーツを、小学校の生徒と老人クラブの高齢者がともに楽しみます。学校の依頼に応じて、高齢者が授業の講師を務めることもあります。こうした活動を通じて、子どもたちは新しい体験をする機会を持つことができます。また、子どもたちとのふれあいや、声をかけられ、頼りにされることで、高齢者の生きがいづくりにつながっています。

*放課後や週末に安全・安心な子どもの居場所をつくるため、全国で行われている「放課後子ども教室推進事業」の一例です。



ののいち町民大学校

石川県野々市町中央公民館



野々市町は、幼稚園から大学までの教育機関が町内に存在するという、教育環境に恵まれた人口15万人の町です。

大学と公民館が連携し、「ののいち町民大学校」事業を進める中で、地域の歴史や文化を学ぶ「ののいち学講座」の開講や、大学から講師を派遣してもらうことによって、町民向けの教養講座を開催する「コミュニティ・カレッジ」の開講などを行っています。

また、開催講座は公募により自主的に企画している町民が企画及び運営を担っており、町民大学校修了者がボランティアで、社会教育施設や学校で事業の講師を務めるなど、町民の教養向上だけでなく、まちづくりへの参画、ボランティア活動への参加など、地域の活性化につながっています。



赤ちゃんひろば

埼玉県三郷市立北公民館



三郷市は、人口13万人の東京のベッドタウンです。人口が急増する一方で、核家族化が進み、若い保護者が子育てに関する悩みを周りに相談できないという状況でした。

そこで、若い保護者が気軽に参加し交流できる場として、民生・児童委員の協力を得て、公民館では「赤ちゃんひろば」を開催しています。ここでは、生後3ヶ月～1歳半の赤ちゃんと保護者が集まり、赤ちゃん体操やわらべ唄などを親子一緒に楽しんだり、保護者同士のフリートークの時間を使って、おしゃべりをしたり、悩み相談をしたりしています。

参加者からは、「近所の友達がみつかった」「月齢の近い子との情報交換ができた」「アドバイザーさんに相談できてよかった」「おしゃべりが気分転換になった」という声があがっています。

キャリア教育

愛知県松山市久米公民館



松山市は人口52万人の、瀬戸内海に面した温暖な気候の地方都市です。市内にある久米公民館では、公民館と学校との連携を進め、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で推進しています。

取組の一つに、中学生の職場体験の実施があります。

平成18年度までは教員や生徒自身が事業所を探していましたが、平成19年度からは、公民館を中心とする「久米地区学社連携協力推進協議会」に依頼し、協議会が校区内の事業所に協力を求め、受け入れ先を探す方式をとっています。公民館が、学校と地域とを結びつける役割を担っており、平成20年度は、84事業所で職場体験学習が行われました。地域密着型の職場体験により、生徒に地域の一只としての自覚が芽生えているようです。

この職場体験事業をはじめとして、「学校へ行こう。先生だけに苦労をさせないまじまじをつくらう。」を合い言葉に、地域全体で学校を支える仕組み作りが進められています。

児童通学合宿

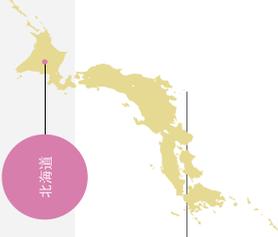
熊本県宇城市



宇城市は、熊本県の中央部に位置する、人口約6万人の緑豊かな都市です。日常生活の基本が子ども達に十分身に付いていないと全国的に言われていますが、宇城市内でも同様だったことから、その解決策の一つとして地域住民の協力により平成17年度から小学校高学年による3泊4日の「児童通学合宿」事業に取り組み始めました。

公民館を宿泊拠点とし、身の回りのことを全て自分達で行うこの通学合宿を通して、保護者から「家事の大変さが分かり手伝いをよくするようになった」「ひとつのことを成し遂げたという自信がついたようだ」といった感想が数多く寄せられています。日常生活の基本を体験していく中で、子どもたちは、自立する力も身につけているようです。

また、地域の大人と子ども達がさまざまな体験活動（もらい湯等）での交流を通して知り合う機会となったことで、地域全体で子ども達を育成しようとする意識が高まっており、「地域の教育力」向上にもつながると期待されています。



生産教育

北海道置戸町中央公民館



置戸町は、林業の衰退により、1960年代の1万3千人をピークに人口減少の一途を辿っています。このような状況に対処した町おこしの一環として、町の社会教育計画のなかで、「生産教育」が重要事項として位置づけられたことから、置戸町中央公民館では、「生産教育」の学習講座を開設し、地域の伝統的な木材工芸技術の再開発などを実施しました。この活動のなかから特色ある木工加工品の「オケクラフト」が誕生しました。地域産のトドマツを主材とする家具や、皿、箸などの日用品、装飾品が誕生し、期待を集めています。

また、「生産教育」の実施にあたり、公民館は図書館と連携しました。図書館は、車による移動図書館を含め、地域の産業振興に役立つ情報提供の面での協力を行いました。オケクラフト製品は販売されるようになり、その収入で生計を立てる人もでてきています。



自然観察会

東京都福生市市民館



福生市は人口6万人の東京のベッドタウンです。

福生市市民館では、市内の公園や河川、近隣の丘陵などでの実体験を通じて、地域の自然と歴史と文化を学ぶ事業を開設してきました。

なかでも「自然観察会」講座は、身近な自然環境の野鳥、植物、昆虫の観察会を20年以上継続して実施してきました。公民館が、市内在住の自然に詳しい専門家に講師を依頼し、観察を通じて自然の仕組みや働きを理解する学習を積み重ねました。長年にわたり公民館で学習してきた参加者は、専門的な力を培っていきましました。

その後、その参加者自らが中心となって、NPO法人「自然環境アカデミー」を設立し環境教育指導者の活躍の場を広げています。

民話の収集・出版

千葉県木更津市内公民館



千葉県木更津市は、東京湾に面した人口12万人の市です。木更津には工業地帯が作られ、急速に近代化が進みました。

こうした変化のなか、人々の暮らしの中で語り継がれ、息づいてきた地域文化である「民話」が注目され、いくつもの公民館でさまざまな講座が行われました。それらがまとまって、市内すべての16の公民館が関わる事業に発展しました。

市民が「木更津の民話刊行会」を組織し、公民館は、事務局としてこの活動を全面的に支援しました。活動の成果は、のべ170人あまりの地域の高齢者の方々から聞き取りを行った1,000を超える民話です。これらの民話は、「きさらづの民話」として2冊の本にまとめられ、出版されています。

京山地区ESDフェスティバル

岡山県岡山市京山公民館



岡山市では、持続可能な社会づくりに向けて、公民館を中心とした教育・学習活動が盛んに行なわれています。その一環として、持続可能な社会づくりのために、環境問題だけではなく、国際交流、多文化共生、人権など、多様な課題を取り上げ、楽しみながら地域の人々が学び交流するのための「京山地区ESDフェスティバル」が、京山公民館によって毎年開催されています。

公民館の運営のもと、小中学校生徒たちの研究発表、まちづくりについてのさまざまなテーマの公開議論、自主製作映画発表のほか、外国の料理のカフェや、居住外国人の着物ファッションショーなど多彩な行事が実施されます。このフェスティバルは、さまざまな人たちが世代を超えてきずなを深め、学校やNPO、ボランティアグループや地域の民間団体につながる機会となっています。



十日町青年講座

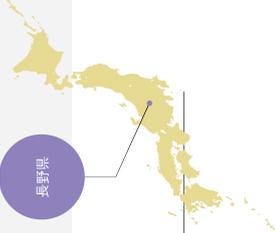
新潟県十日町市内公民館



十日町市は積雪が多い地域であるとともに、絹織物や銘柄米・魚沼コシヒカリの生産地でもある人口6万2千人のまちです。

1953（昭和28）年から毎年、地域の青年（18歳～35歳）を対象に、市内の6公民館において「青年学敵」を開催しています。年間約30回行われる実技を中心とした学習活動を通じての仲間づくり、自分の教養を高めること、地域への貢献が目的です。

青年たちが関心のあるテーマを選び、毎年のコースが設定されます。雪まつりの雪像づくりに参加したり、地域の子どもたちと触れ合ったりする活動を企画するなど、社会参加活動も行っています。学校制度に拠らない学習と、地域の中での同世代・異世代交流が公民館事業として実現しています。この活動は、時代とともに変化する青年の学習要求に、担当職員が試行錯誤しながらも青年たちと真摯に向き合い、地域生活と結びついた学習活動を公民館を拠点に展開してきたということが特徴です。



地元の大学との情報交換会

長野県松本市新井公民館



長野県松本市は、多くの自治公民館を含め、公民館活動が盛んな市として有名です。

新村公民館は松本市郊外で活発に活動している公民館で、地域内にある松本大学との連携に特徴があります。

松本大学、新村公民館、他の社会教育施設、福祉施設、新村町会をメンバーとする情報交換会が毎月一度開かれ、松本大学と公民館事業の連携の仕方を具体的に話しあいます。事務局は、大学と公民館が相互に担当します。

大学では学生の地域での交流や社会参加を重視したカリキュラムを組んでおり、新村公民館等の公民館が関わる主要事業には、教員、大学生が協力します。

毎年夏に松本大学の野外ステージを舞台に行われる「新村音楽祭」はその一例で、地元以外からも多くの人々が訪れる行事として定着しています。

12

海外CLC事例①
運営者自身も学習し、次世代を育てる

事例



バングラデシュ

13

海外CLC事例②
村人による村人のためのCLC

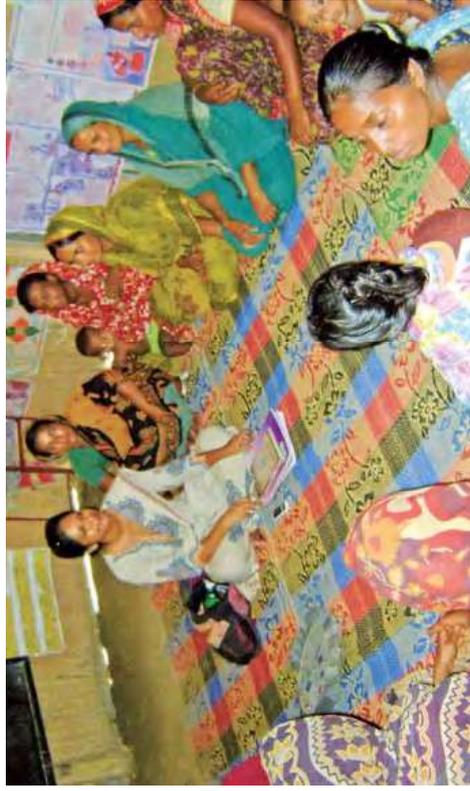
事例



カンボジア

人々のセンター

バングラデシュ ナシンディ県シャラニーカー



バングラデシュでは大人の半数が読み書きできず、子どもの半数が小学校を卒業できません。その理由は、施設、教員、教科書など教育の質の問題だけでなく、貧困や病気など困難な生活状況によることが大きいと言えます。

タッカ北東のナシンディ県シャラニーカーにあるCLC（ベンガル語で“Ganokendra”＝「人々のセンター」）は、1999年の設立以来、地元の人々が運営しています。教育機会に恵まれない主に女性を対象に識字、収入向上、衛生、健康などの活動が行われ成果をあげてきました。人々の積極的な参加を促すには、読み書きが生活向上につながる必要があります。

「我々自身が学習し教育に携わることで、次の世代を育てることが大切です。」シャラニーカーCLC運営委員会メンバーの言葉です。バングラデシュには社会教育に関する法律や政策がなく、多くのCLCがNGOの支援を受けて運営されています。日本の公民館を始め他国との交流を通じてCLCが国の政策に繋がることが期待されます。

水上寺子屋

カンボジア シェムリアップ州チョクニア



2006年9月8日（国際識字デー）、カンボジアシェムリアップ州トンレンサップ湖に浮かぶチョクニア（人口16,886人）で水上寺子屋（CLC）が新造されました。

1994年、チョクニアに最初の水上寺子屋が完成して以来、公教育を受けられずにいる子どもたちや、公教育を受けずに成長した大人（特に女性）の、識字教育をはじめとした学びの場として活用されています。

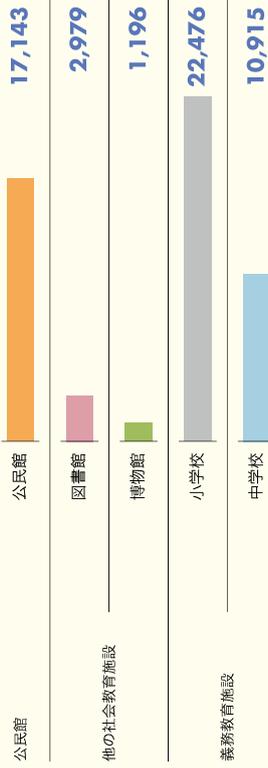
このCLCは、（社）日本ユネスコ協会連盟が平和の礎を築くためには途上国が抱える貧困の連鎖を断ち切り、自立に向けた教育の充実が重要であるとして、20年前から実施している「世界寺子屋運動」を通して誕生しました。

カンボジアのCLC運営に携わる委員は全て選挙で選ばれたボランティアの村人。水上村の女性たちが作る、湖に自生する布袋菜を活用した手作りのバッククヤスリッパなどは人気商品です。CLCの学びから得た収入は、8割が個人に2割がCLC運営費に充てられます。今やCLCは人づくりと村の発展に欠かせない村人自慢の学びの、そしてネットワークの拠点です。

データでみる公民館

公民館の数:

17,143 館



公民館で働く職員数:

52,230人

館長:	16,486
公民館主事:	17,127
その他の職員:	18,617

公民館の年間主催講座数:

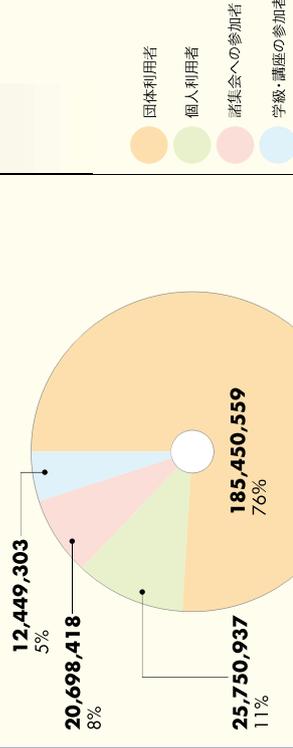
472,697 講座

公民館での学習活動には大きくわけて、公民館が主催するものと、公民館で活動する団体・個人が行うものがあります。ここにあげた数は、公民館が独自に企画・実施する主催講座の数です。一つの講座は、単発のものから数回にわたるもの、年間通して行われるものなど、形態はさまざまです。

公民館の利用者数 年間:

244,349,217人

公民館の年間べ利用者数は、日本の総人口の約2倍です。利用者の内訳は下のグラフの通りです。



数字は、小中学校数(2008(平成20)年時点)を除き2005(平成17)年の社会教育調査より、文部科学省では、3年に一度「社会教育調査」を実施し、公民館、図書館、博物館の設置数、利用者数、活動内容などのデータを蓄積しています。



1946(昭和21)年: 公民館の創設と普及

地域住民の教え合い・学び合いや、自主的な学びの支援をコンセプトとする社会教育施設＝公民館が、世界で初めて、第二次世界大戦直後の日本に生まれました。文部省（当時）は、様々な政策により、その普及に努めました。

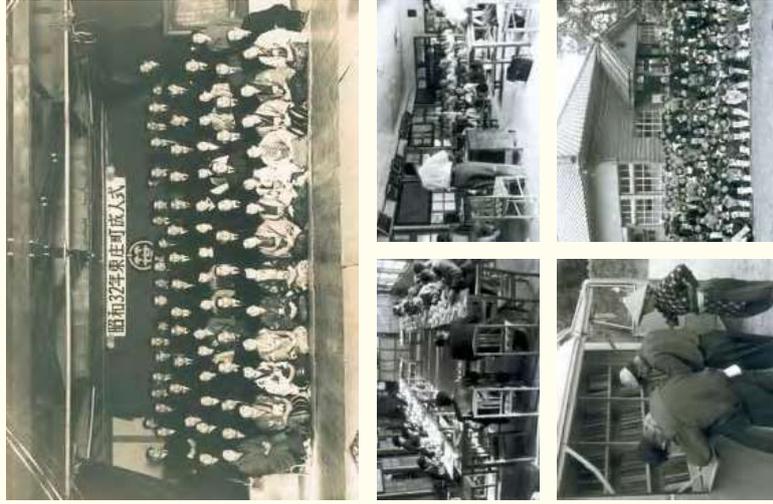


写真 高橋邦夫氏提供

第2次世界大戦終了直後の1946年、文部省（当時）は、地域の人々が集い学ぶ拠点「公民館」の設立を全国に呼びかけ、設立を奨励しました。政府の呼びかけは、国民の新しい価値観である学習や生活改善の極めて新しい時期に合致するものでした。当時は敗戦後の極めて貧しい時期でしたが、公民館は瞬く間に全国に普及し、社会教育施設として住民の間に着きました。

普及が成功した背景には、次のような理由が挙げられます。

- ・公民館の位置づけや役割が教育基本法や社会教育法に明記され、公民館が制度化されたこと。
- ・設置運営基準の策定や、施設建設のための補助金の交付など、政府の適切な支援策が講じられたこと。
- ・公民館の業務に密接な関係がある社会教育専門職員の資格について国家資格制度が策定され、専門職員の養成、配置及び資質向上について体系的に施策が講じられたこと。
- ・公民館を拠点に活動を行う地域の社会教育関係団体の育成が図られたこと。

年表

- 1945** 昭和20
第二次世界大戦終わる
文部省（当時）内で、公民館構想の検討はじまる
- 1946** 昭和21
文部次官通牒により、「公民館の設置」の促進を奨励
*「公民館」の理念が全国に初めて示された。
公民館設置促進中央連盟結成
*政府と民間との協力による公民館設置促進のための団体結成
- 1947** 昭和22
寺中作雄著
『公民館の建設—新しい町村の文化施設』発行
*公民館の創業者である文部省社会教育課長寺中氏が、公民館のコンセプトを著す。
「日本国憲法」公布
- 1949** 昭和24
『教育基本法』公布・施行
第1回優良公民館表彰が行われる（以降毎年開催）
*1947（昭和22）年は文部省（当時）後のおお日本法人生涯科学協会と毎日新聞社が主催、1948（昭和23）年以降は文部省が主催している。
『公民館の歌』歌詞が、全国から寄せられた1,017編の応募の中から選定される
- 1949** 昭和24
『社会教育法』公布・施行
*公民館の法的な根拠が定まり、活動が法律に基づいて行われるようになる。
全国の公民館数、1万館を突破
- 1950** 昭和25
政府による初の全国規模の公民館職員研修開催
政府による公民館補助金交付開始（1988（昭和63）年まで継続）
- 1951** 昭和26
全国公民館連絡協議会（全国公民館連合会の前身）結成
*全国規模の公民館のネットワークが組織される。

- 1952** 昭和27
公民館の全国大会が3日間にわたって初めて開催される（以降毎年開催）
- 1954** 昭和29
第1回公民館優良職員表彰が全国公民館連絡協議会によって行われる（以降毎年開催）
公民館職員数が5万人を超える
- 1956** 昭和31
『月刊公民館』創刊
*「公民館」の専門雑誌が初めて発行される。（現在は再刊中）
- 1959** 昭和34
『公民館の設置及び運営に関する基準』文部省告示
*公民館の施設規模、対象区域、設備内容などの基準が定められる。
- 1960** 昭和35
文部、大蔵（いずれも当時）両省間で「公民館未設置市町村解消10カ年計画」を策定
*すべての市町村に少なくとも1館の公民館を設置する整備計画。
- 1967** 昭和42
全国公民館連合会、「公民館のあるべき姿と今日的指標」の策定
*公民館職員自らが、時代に伴って変化しつつある公民館のあるべき運営をまとめる。
- 1979** 昭和54
政府による公民館施設・設備費補助金が100億円を突破
『公民館の設置及び運営に関する基準』改正
- 2006** 平成18
『教育基本法』改正
*初めて「生涯学習」に言及がなされた。
- 2008** 平成20
『社会教育法』一部改正
*公民館の評価の実施等が盛り込まれた。



期待される公民館像

- ・地域の人たちが、社会教育をとおして、生涯にわたって強い自発性を持ち続けられるように支援する拠点
- ・環境問題や高齢化・情報化への対応など現代社会が直面する諸問題を、生活レベルの学習をとおして解決を促す地域の学習拠点
- ・社会教育をとおして、信頼感に満ちた互恵的な人間関係の形成を促し、豊かであるおいのある地域を創造していく<原動力
- ・社会教育施設はもとより、学校や家庭、ボランティア団体等と連携協力し、学習者の立場に立った学習環境を形成してゆくコーディネーター
- ・世界各国の公民館と連携し、多様で柔軟なネットワークの中で社会教育の発展に貢献する国際的ネットワークの中核機関



関連団体

社団法人全国公民館連合会（全公連）

各県におかれた原公民館連合会を会員として、以下のような事業を実施しています。

- ・月刊誌の発行（公民館にとって重要なテーマの特集、事例、データ、お知らせなど）
 - ・全国大会の開催
 - ・各種研修の実施および講師派遣
- 105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 飯島ビル3階 TEL 03-3501-9666
URL: <http://kominkan.or.jp/>

都道府県公連一覧

(2009年9月現在)

北海道公民館協会
TEL 011-271-2825
<http://www16.ocn.ne.jp/~koukyou/>

栃木県公民館連絡協議会
TEL 028-623-3408

青森県公民館連絡協議会
TEL 0172-33-6561

群馬県公民館連合会
TEL 027-210-2199

岩手県社会教育連絡協議会
TEL 019-651-4111(内線7342-7344)

埼玉県公民館連絡協議会
TEL 048-552-0291
<http://www.tg.ne.jp/saikoukyo/>

宮城県公民館連絡協議会
TEL 022-295-0403

千葉県公民館連絡協議会
TEL 047-353-0002
http://kominkan.jp/ken_hp/12_chiba/kenkouren/index

秋田県公民館連合会
TEL 018-824-5377

東京都公民館連絡協議会
TEL 042-337-2159

山形県公民館連絡協議会
TEL 0237-86-8274

神奈川県公民館連絡協議会
TEL 045-210-8347

福島県公民館連絡協議会
TEL 024-934-1212

新潟県公民館連合会
TEL 025-224-6073

茨城県公民館連絡協議会
TEL 029-225-6991

山梨県公民館連絡協議会
TEL 055-223-1772



都道府県公連一覧（続）

長野県公民館運営協議会
TEL 026-232-0111(内線4849)
<http://www.geocities.jp/naganokenkounkyo/>

静岡県公民館連絡協議会
TEL 054-252-0620

富山県公民館連合会
TEL 076-444-5777

石川県公民館連合会
TEL 076-223-9582

福井県公民館連合会
TEL 0776-41-4077
<http://kore.milene.or.jp/~hkouren/>

岐阜県公民館連合会
TEL 058-278-0133

愛知県公民館連合会
TEL 052-954-6780

三重県公民館連絡協議会
TEL 059-231-1187
<http://sankouren.com/>

滋賀県公民館連絡協議会
TEL 0777-522-3968

京都府公民館連絡協議会
TEL 075-414-5886

大阪府公民館振興協議会
TEL 072-265-6422

兵庫県公民館連合会
TEL 0795-40-3616
<http://www.nyogo-c.ed.jp/~ureshino-bo/ureshino/kouninkan/index.html>

奈良県公民館連絡協議会
TEL 0742-27-9837

和歌山県公民館連絡協議会
TEL 073-441-3721

鳥取県公民館連合会
TEL 0857-20-3172(内線80-2363)

島根県公民館連絡協議会
TEL 0852-22-5429

岡山県公民館連合会
TEL 086-251-9751
<http://www.pal.pref.okayama.jp/dantai/kenkouren/>

広島県公民館連合会
TEL 082-249-0008
<http://www6.ocn.ne.jp/~hkoumin/>

山口県公民館連合会
TEL 083-933-4661

徳島県公民館連絡協議会
TEL 088-672-5400

香川県公民館連絡協議会
TEL 087-832-3771

愛媛県公民館連合会
TEL 089-963-3583
<http://www6.ocn.ne.jp/~ehimekou/>



都道府県公連一覧（続）

高知県公民館連絡協議会
TEL 088-821-4911

福岡県公民館連合会
TEL 092-643-3887
<http://www.fukuoken-kominkan.jp/>

佐賀県公民館連合会
TEL 0952-25-7358

長崎県公民館連絡協議会
TEL 095-894-3363

熊本県公民館連合会
TEL 096-333-2699

大分県公民館連合会
TEL 097-506-5528
<http://www3.coara.or.jp/~kominkan/>

宮崎県公民館連合会
TEL 0985-26-7447

鹿児島県公民館連絡協議会
TEL 099-286-5338

沖縄県公民館連絡協議会
TEL 098-866-2746

社団法人日本ユネスコ協会連盟 (NFUAJ)

1989（平成元）年から、「ユネスコ世界寺子屋運動」として43カ国1地域で識字教育や技術訓練・収入向上プログラム等の学びの場を提供し、地域発展の拠点としてのコミュニティ学習センターを設置してきました。15040013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12階 TEL 03-5424-1121
URL: <http://www.unesco.jp/>

財団法人ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)

アジア太平洋地域を対象に、教育協力、文化協力、人物交流を推進。公民館とアジアのコミュニティ学習センターの交流機会を数多くつくってきました。162-8484 東京都新宿区袋町 6 日本出版会館 TEL 03-3269-4435
URL: <http://www.accu.or.jp/>



生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議
議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。